



◆～個別相談会開催してます！～

10月に入っても30℃を超える暑い日が続いていましたが、中旬からは一転して、10℃台に…。急な気候の変化に、皆さん体調は崩されていないでしょうか。

さて、この10月から、吉田事務所の新しい企画として、不動産や住宅ローンの専門家と合同で、無料個別相談会を始めることにしました。

会場は、「じばしん」の名称で知られている、中百舌鳥の堺市産業振興センターです。



日頃から、「少しでも事務所に来ていただきやすいように」という思いで、情報発信を心掛けていますが、それでも「もっと早くご相談に来ていただけたら…」と思うケースも少なくありません。

悩み事・困り事があるけど、「なかなか事務所には行きづらい…」と思われる方に、もっと身近な存在として感じてもらえるように、と考えております。

堺市産業振興センターの会場はきれいで、明るく、私たちも落ち着いて過ごせる空間です。



時間に追われて仕事をしている事務所より、ゆったりとした気持ちでお話しを聞かせてもらうことができます。

相談会の日程は、随時、事務所のホームページやフェイスブックで告知していきます。



司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～個別相談会開催してます！～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム『時効』による権利消滅に注意…
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－「期限の利益」って何？
- Q&A遺言書「予備的遺言のすすめ」
- 4コマまんが「中年の秋」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務の栗野です。
 今回は、事務用品の「キングジム」をご紹介します。
 優待は、自社製品が主で、昨年と今年は「ステーションリーセット」(2,500円相当)でした☆
 デジタル化しやすいメモにノート、ファイル等7点のセットをいただきました♪
 アナログ人間の私は、デジタル化せず、普通に手書きのみで使用していますが…(^_^;)
 ちなみに、平成25年10月21日現在の株価は1株701円。
 100株から購入OK。
 配当は今年の実績で1,400円/年で、配当利回りは1.9%程度です。



栗野 恵

【優待メモ】
 株キングジム(東証1部上場)。
 株主優待の権利確定月は、毎年6月20日(年1回)です。

◆法律コラム 『時効』による権利消滅に注意…

「時効」というと、子供の頃に見ていたテレビドラマで、「一定期間逃げられた時には、警察から追われなくなるもの」だと知りましたが、民事上のこと＝身の回りのことでも、「時効」は存在します。

例えば、友人知人に貸したお金。「返してくれ」と請求してもなかなか返してもらえず年月が経ってしまった…場合、個人間の貸し借りであれば10年で時効です。つまり、請求できる権利を失います。

商売の売掛金なら、原則5年で時効ですが

法律上は1年や2年で時効になるケースも定められていて、「催促しようと思った時には遅かった…」ということもありえます。

法的な手続きとしては、ご相談者が請求者側であれば、「時効の進行を止める手段として、裁判を起こす方法もあります」というアドバイスになりますし、

債務者側からのご相談であれば、「時効になったことを、内容証明郵便で意思表示しましょう」という結論になります。



◆山下の「楽しいボランティア」

こんにちは、司法書士の山下です。
 ようやく秋ですね。赤や黄に色づく樹々、タートルネックのセーターにトレンチコート、秋の夜長に温かい飲み物と読書、いいですねえ。この季節が一年のうちで一番好きです。
 さて、この秋から、ある老人施設で傾聴ボランティアをさせてもらっています。「堺いきいき市民大学」での10回の傾聴講座が終了したのでいよいよ、実践です。
 昨年、老人ホームで認知症の高齢者の方とゆっくりお話する体験を通じて、そのおもしろさと驚きに心がときめいたのが、「傾聴」を学ぶきっかけでした。小さい頃の話や、その風景が目浮かぶようにいきいきと何度も話されるのを聞いて、その人個人のかげがえのなさを感じたり、幼児期がいかにかげがえを思ったり。長い人生のいろんな段階を歩んでこられ、家族、身体、社会的役割を手放した、素の人間との交わりは、私に何か大きな根源的なものを与えてくれる、そんな気がしているのです。



山下千恵子

◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

こんにちは、司法書士の岸野です。
 長男の6歳の誕生日に、私の両親と子供達とで、東京ディズニーランドに行ってきました。
 まだ、USJにも行ってないのに、いきなりディズニーランドデビュー。ちゃんと並べるかな？迷子にならないかな？と色々心配しましたが、朝8時から夜8時半の花火まで、「疲れた～、しんどい」なんて一言もなく、目をキラキラさせ元気に遊びまわりました。
 意外にも、子供達が面白いと喜んだのは、イツ・ア・スモールワールドやウエスタンリバー鉄道などのほのぼのの系の乗り物。まだまだ、かわいい息子達。
 実は、今回の旅のリクエストは父。今まで遊園地にも行ったことがなくて、孫とディズニーランドに行くのが夢だったそう。親孝行もできたかな。



岸野恵子

【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階
 司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)
 TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

9月の連休に、京都に行ってきました。お彼岸だったこともあり、清水寺はすごい人…。

清水寺につながる参道には、たくさんのお店が並んでいて、人波が途切れることはありません。賑わっている観光地の姿に、パワーをもらいました。



宿泊は、清水五条の「ホテル秀峰閣」で。12畳の和室+2食+温泉付きで1泊15,200円は格安ですが、私の好きな「共立メンテナンス」の系列であることもあり、サービスも問題なし。大満足でした。街中で過ごす温泉宿も、なかなかいいものです。

帰りには、八坂神社から、京都タワーに向かい、京都の街360度の景色も満喫。記憶に残る、結婚記念日の旅になりました。



◆マメ知識—「期限の利益」って何？

住宅ローンも含め、銀行からお金を借りる場合、例えば、1,000万円を借りた場合であっても、「月々8万円ずつ分割で支払えばいい」といった契約を結びます。

『約束した期限まで、返済をしなくていい』という、借主に与えられた権利を、「期限の利益」といいます。

ところが、契約書には、「約束の期限に延滞し、催促をしたのに支払いをしない場合」等、「期限の利益」を失う場合のことについても記載されています。

期限の利益を失うと、全額を一括で返済する必要が生じますので、与えられた「期限の利益」は奪われることがないようにしましょう。



◆Q&A 遺言書

—予備的遺言のすすめ

Q:私は、義父(夫の父)と同居していました。義母はすでに亡くなっており、私たち夫婦には子が1人います。

義父は、長男家族である私たちに実家を継いで欲しいと、「不動産は、長男である私の夫に相続させる」と記した遺言書を書いていました。

ところが、私の夫は、義父に先立って病気で亡くなっています。



義父の死後、夫の兄から「家の権利のことで話し合いたい」と言って来られて困っています。私はずっと、「遺言書があるからと安心」と思っていたのですが、「夫に相続させる」と書かれた遺言書の効力はどうなるのでしょうか。

A:結論として、遺言書で「相続させる」と指定されたご主人が先に亡くなっていると、その部分については遺言書の効力がなくなり、不動産は遺産分割協議の対象となります。

この場合、義理のお父様の法定相続人は、ご主人のお兄さんと、ご主人の代襲相続人であるお子さんになりますので、お兄様の合意がないと、家の権利を相続できないこととなります。

ポイント

人が亡くなる順序は、年齢から考えて、「父母」→「子」の順だと考えがちですが、必ずしもそうとは限らないのも現実です。

ご主人が亡くなられた時に、義理のお父様に遺言書を作り直していただくか、もしくは当初から、「もし、長男が先に亡くなっている場合には、孫に相続させる」という内容の遺言書を書いてもらっていただければ、不動産の所有権はお子さんが相続することができました。

後者の遺言書は「予備的遺言」といわれていますが、遺言書を作成する時には、『万が一』のことも考えていただくようお願いしています。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『成功者の告白』(神田昌典著)

経営コンサルタントの神田昌典さんが書かれた、フィクションの物語。



「成功への道のりには、いくつもの地雷が埋められていたのだ」という「まえがき」から始まります。

会社を設立し、軌道に乗り始めていた主人公タクは、「そろそろ家族とゆっくり休暇を取る時期だな」という周囲の忠告を無視して、仕事にのめり込みます。タクは、それが「家族のため」だと信じていたのですが、いずれ、夫婦仲がおかしくなり、子供が病気になる等、家庭内で問題が起きたり、また、会社でもさまざまなトラブルが発生します。

ところが、数多くの会社を見てきた著者は、『仕事の成功と家庭の問題』が特定の会社の話ではなく、成功した多くの経営者が同じようなことを経験している、と説いています。

私自身、一部のことを経験しているので、著者の伝えたいことが分かります。多くの方に手に取っていただきたい本です。 吉田浩章



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
<http://www.office-yoshida.net>



- ★主な取り扱い業務
- 司法書士業務
 - ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
 - ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
 - ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
 - ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間:平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)

【編集後記】

台風が去って、ぐっと深まった秋と共に、夫婦で「歳」を感じるようにもなりました。4コマ漫画に書いた「サブリ」や「美容ドリンク」だけでなく、腰痛を救う薄手マットレスも購入し、健康維持に目覚めています☆時々、散歩しながら帰宅したり、買い物に行ったりと、歩くことも心掛けるようになった『秋』です。(栗野)

